

Ⅲ 介護保険制度における福祉用具・住宅改修 [資料]

1. 福祉用具の貸与・購入の種目・内容

◇福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

●厚生省告示第93号(最終改正平成18年3月31日厚生労働省告示第256号)

●解釈通知(平成12年1月31日)、老企第34号通知(最終改正平成21年3月13日)

No.	種目	定義・説明		備考
1	車いす	(1)自走用標準型車いす	日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち自走用に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。ただし、座位変換型を含み、自走用スポーツ型及び自走用特殊型のうち特別な用途(要介護者等が日常生活の場面以外で専ら使用することを目的とするもの)の自走用車いすは除かれる。	
		(2)普通型電動車いす	日本工業規格(JIS)T9203-1987に該当するもの及びこれに準ずるものをいい、方向操作機能については、ジョイスティックレバーによるもの及びハンドルによるもののいずれも含まれる。ただし、各種のスポーツのために特別に工夫されたものは除かれる。なお、電動補助装置を取り付けることにより電動車いすと同様の機能を有することとなるものにあつては、車いす本体の機構に応じて(1)又は(3)に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。	
		(3)介助用標準型車いす	日本工業規格(JIS)T9201-1998のうち、介助用に該当するもの及びそれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。ただし、座位変換型を含み、浴用型及び特殊型は除かれる。	
2	車いす付属品	利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。 なお、「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。	(1)クッション又はパッド	車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。
			(2)電動補助装置	自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。
			(3)テーブル	車いすに装着して使用することが可能なものに限る。
			(4)ブレーキ	車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

No.	種目	定義・説明			備考
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けであるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 (1) 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 (2) 床板の高さが無段階に調整できる機能			「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。
4	特殊寝台付属品	利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。 なお、「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。	(1) サイドレール	特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。	
	(2) マットレス		特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。		
	(3) ベッド用手すり		特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。		
	(4) テーブル		特殊寝台の上で使用することができ、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。		
	(5) スライディンググボード・スライディンググマット		滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。	※ 改正告示(注C)より、給付対象となることを明確化したものである。	
5	床ずれ防止用具	「じょく瘡予防用具」とは、次のいずれかに該当するものに限る。	(1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。		
		(2) 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。			
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。			※ 平成21年3月13日改正により、座位への体位変換できるものも給付対象としたものである。

No.	種目	定義・説明		備考
7	手すり	次のいずれかに該当するものに限られる。なお、上記4の(3)に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。	(1)居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。 (2)便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。	工事を伴う場合であって、住宅改修告示(注A)第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となることである。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し、工事を伴わないものに限る。個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。		工事を伴う場合であって、住宅改修告示(注A)第2号に掲げる「床段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となることである。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。	(1)車輪を有するものにあつては、体の前及び左右の両方を囲む把手等(手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類)を有するもの。ただし、体の前の把手等は、必ずしも手で握る又は肘を乗せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でもよい。把手の長さ、車輪の数は問わない。 (2)四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。	※ 改正告示(注C)より、車輪の数による制限を無くすこととし、六輪等の歩行器も給付対象とすることとしたものである。
10	歩行補助	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。		
11	認知症老人徘徊感知器	認知症老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。		
12	移動用リフト(つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く)	①床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。 ②固定式 居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。 ③据置式 床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く)	※ 改正告示(注C)より、上下方向にのみ移動させることができるものについても給付対象とすることとしたものである。 段差解消機や起立補助機能付きの椅子などが給付対象となるものである。 ※ 平成21年3月13日改正により、階段等を移動させるものも給付対象としたものである。
複合的機能を有する福祉用具について		2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。	(1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2)区分できない場合であって、購入告示(注B)に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。	

注A「住宅改修告示」とは、厚生省告示第95号(平成11年3月31日)をいいます。

B「購入告示」とは、厚生省告示第94号(平成11年3月31日)をいいます。

C「改正告示」とは、厚生労働省告示第57号(平成15年2月24日)をいいます。

◇居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目

●厚生省告示第94号(最終改正平成21年3月13日厚生労働省告示第84号)

●解釈通知(平成12年1月31日)、老企第34号通知(最終改正平成21年3月13日)

No.	種目	定義・説明		備考
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。	(1)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2)洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3)電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4)便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)	
2	特殊尿器	尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。		※ 平成21年3月13日改正により、便も自動吸引されるものも対象としたものである。
3	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。	(1)入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 (2)浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 (3)浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 (4)入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 (5)浴室内すのこ 浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 (6)浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 (7)入浴用介助ベルト 身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。	※ 平成21年3月13日改正により、新たに給付対象に追加されたものである。
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。	「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。	

No.	種目	定義・説明		備考
5	移動用リフトの部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。		
	複合的機能を有する福祉用具について	2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。	(1)それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。 (2)区分できない場合であって、購入費の支給対象となる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 (3)福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、介護保険法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。	

給付を受けるためには市町村への申請が必要です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

2. 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

●厚生労働省老振発第0617001号(最終改正平成17年8月16日老振発第0816002号)

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

福祉用具については、介護保険の施行後、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着していますが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられます。

そこで、介護保険における福祉用具が要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(以下「判断基準」という。)を別添のとおり作成しましたので、通知します。

介護保険における福祉用具の選定の留意点

- ①福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、その活用に当たっては、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等に留意して居宅サービス計画を作成すること。
- ②介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合は、本判断基準の活用を図るとともに、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努めること。
- ③現に福祉用具を使用しており、本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合は、本判断基準の活用を図るとともに、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努めること。

護度」に該当している利用者については、サービス担当者会議その他の機会を通じて、速やかにその妥当性について検討し、適宜居宅サービス計画の見直しを行うこと。

- ④福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと。なお、厚生労働省では、福祉用具の特性と利用者の心身状況等とが適合した適正な福祉用具の選定が行われるよう、「介護保険福祉用具等データベースシステム」を開発し、（財）テクノエイド協会のホームページで公開しています。福祉用具の選定に当たっては、本判断基準と併せて、同システムも積極的に活用されたい。

◆テクノエイド協会 URL <http://www.techno-aids.or.jp/>

◇介護保険における福祉用具給付の判断基準

		使用が想定しにくい要介護度	使用が想定しにくい状態像
車いす	自走車・介助用	要支援	歩行がつかまらないでできる
	電動	要支援、要介護5	歩行がつかまらないでできる。短期記憶ができない
車いす付属品		併用する車いすと同様	併用する車いすと同様
特殊寝台		要支援	寝返り、起きあがり、立ち上がりがつかまらないでできる
特殊寝台付属品	サイドレール	特殊寝台と同様	寝返り、起きあがり、立ち上がりがつかまらないでできる
	マットレス	特殊寝台と同様	特殊寝台と同様
	ベッド用手すり	特殊寝台と同様	特殊寝台と同様
	テーブル	特殊寝台と同様	特殊寝台と同様
	スライディングボード／マット	特殊寝台と同様	歩行、立ち上がりがつかまらないでできる
じょくそう予防用具		要支援、要介護1	寝返りがつかまらないでできる
体位変換器		要支援、要介護1	寝返りがつかまらないでできる
手すり		特になし	特になし
スロープ		特になし	特になし
歩行器		特になし	特になし
歩行補助つえ		特になし	特になし
認知症老人徘徊感知機器		要支援、要介護5	移動：全介助、認知症の周辺症状がない 視力・聴力以外のコミュニケーション（以下の全てに該当）：意思を他者に伝達できる、介護者の指示が通じる、記憶・理解ができる
移動用リフト（床走行式、固定式、据置式。但しエレベーター及び階段昇降機は除く）		要支援、要介護1、要介護2	移乗：自立又は見守り等 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる
腰掛便座		ポータブルトイレについては要支援	座位保持ができない ポータブルトイレ：つかまらまいで歩行できる、移動：自立
特殊尿器		特になし	排尿が自立
入浴補助用具		特になし	特になし
簡易浴槽		要支援	つかまらないで歩行できる、移動が自立
リフトのつり具		移動用リフトと同様	移動用リフトと同様

【はしがき】

本基準で示しているのは、福祉用具の給付を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

3. 住宅改修の種類・内容・手続き

◇居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

- 厚生省告示第95号(最終改正平成12年12月28日厚生省告示第481号)
- 解釈通知(平成12年1月31日)、老企第34号通知(最終改正平成21年3月13日)

No.	種目	定義・説明	
1	手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、貸与告示(※1)第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。	
2	段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示(※2)第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。	
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。	
4	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、介護保険法に基づく保険給付の対象とならないものである。	
5	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的に想定される。ただし、購入告示(※2)第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。	
6	その他 1から5までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	(1)手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強
		(2)段差の解消	浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
		(3)床又は通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
		(4)扉の取替え	扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
		(5)便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

※1「貸与告示」とは、厚生省告示第93号(平成11年3月31日)をいいます。

※2「購入告示」とは、厚生省告示第94号(平成11年3月31日)をいいます。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

◇居宅介護住宅改修費等の支給に係る手続きのながれ



【注意】

- ・特別な理由により工事に急を要する場合は、市町村の介護保険担当課にご相談下さい。
- ・事前申請書の提出後、工事内容等に変更がある場合は、必ず工事着工前に介護保険担当課にご相談下さい。工事着工後の内容変更は、原則支給対象外となります。
- ・工事内容によっては受付書類の送付に時間を要する場合があります。
- ・原則、事前申請がなかった工事については、支給対象外となります。ただし、やむを得ない事情で事前申請ができない場合については、市町村の介護保険担当課にご相談下さい。

おわりに

本ハンドブックは、高齢者や家族がいつまでも住み慣れたわが家で、健やかに生活することを目的に、現在の生活状況を踏まえた上で、介護保険制度が利用出来る福祉用具・住宅改修を中心に、本会北海道介護実習・普及センターにて編纂したものです。

なお、本ハンドブックの作成にあたっては、地域生活支援における各専門家の見地から、ケアマネジャー等の支援者が考慮すべきポイントや工夫できるポイント等について、本センター福祉用具・住宅改修活用広域支援事業者協議会の委員の方々に御助言・御指導いただきました。本当にありがとうございました。

【 北海道介護実習・普及センター 平成20年度福祉用具・住宅改修活用広域支援事業者協議会 委員 】

毛利 智之	社団法人日本福祉用具供給協会北海道支部 支部長 (株式会社エンパイアー ホームヘルスケア事業部長)
杉山 章	社団法人北海道建築工事業組合連合会 専務理事
藤本 欣也	株式会社特殊衣料 取締役統括部長
岡田 しげひこ	社団法人北海道理学療法士会 理事 (社団法人北海道総合在宅ケア事業団 リハビリテーション支援部 部長)
菊地 啓介	社団法人北海道作業療法士会 理事 (社団法人北海道総合在宅ケア事業団 リハビリテーション支援部 主幹)
星野 恵美子	社団法人北海道看護協会 (社団法人北海道総合在宅ケア事業団 訪問看護部 副主幹)
力徳 キヨ子	北海道ホームヘルプサービス協会 会長 (株式会社シムス ヘルパーステーションはばたき 所長)
乙坂 友広	社会福祉法人西平和会 五天山園居宅介護支援事業所 相談課長

参考文献

『高齢者・障害者のための住宅改造マニュアルPart2』	社団法人北海道建築士会	2005.7
『住宅改修ハンドブック 自立支援のための住宅改修事例集』	財団法人テクノエイド協会	2006.3
『福祉用具プランナーテキスト』	財団法人テクノエイド協会	2008.6
『ガイドラインにそった福祉用具の選択・活用法』	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	2007.1
『生活支援のための福祉用具と住宅改修』	ミネルヴァ書房	2008.2
『OT・PT・ケアマネにおくる建築知識なんかなくても住宅改修を成功させる本』	三輪書店	2007.12
『事例で見る住宅改修の実例－介護保険対応版』	財団法人シルバーサービス振興会編	2004.2
『高齢者・障害者の生活をささえる福祉機器』	財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団	2007.8
『積算資料ポケット版バリアフリー』	財団法人経済調査会	2006.10